

議案第六号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定に

り

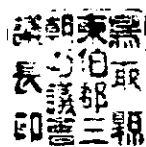
次のとおり三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例を制定すること
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定によ
り、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十五年三月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町 技能労務職員の給与の種類 及び基準に関する条例

(昭和 年 月 日)
条例 第 号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第四項の規定において準用する地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十八条第四項の規定に基づき、技能労務職員(以下「職員」という。)の給与の種類及び基準を定めるものとする。

2 前項の「技能労務職員」とは、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者(地方公営企業労働関係法第三条第二項に規定する職員を除く。)をいう。

(給与の種類)

第二条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直

第五編 公務員 (技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例)

(鳥中五)

手当、寒冷地手当、期末手当、勤怠手当及び退職手当とする。

(給料)

第三条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当、勤怠手当及び退職手当を含まないものとする。

2 各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

(扶養手当)

第四条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

(通勤手当)

第五条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関を利用しない徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自転車その他の交通の用具(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しない

第五編 公務員（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例）

一六六二（一六七〇）

ければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

（特殊勤務手当）

第六条 特殊勤務手当は、次の各号に掲げる特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないものに従事した職員に対して支給する。

- 一 著しく危険、不快又は不健康な勤務
- 二 強度が著しく高い勤務

（時間外勤務手当）

第七条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、時間外勤務手当を支給する。

（休日勤務手当）

第八条 職員には正規の勤務日が休日になつても、正規の給与を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して休日勤務手当を支給する。年末年始等で規則で定める日において勤務した職員についても同様とする。

3 前二項の休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日をいう。

（夜間勤務手当）

第九条 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務手当を支給する。

（宿日直手当）

第十条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、宿日直手当を支給する。

2 前項の勤務は、第七条、第八条第二項及び前条の勤務には含まれないものとする。

（寒冷地手当）

第十一条 寒冷地手当は、八月三十一日（その日が日曜日に当たる

ときは、その前日)において在職する職員に対して支給する。
(期末手当)

第十二条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において町長が定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(町長が定める職員を除く。)についても、同様とする。
(勤短手当)

第十三条 勤短手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において町長が定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(町長が定める職員を除く。)についても、同様とする。
(支給額決定の基準)

第十四条 職員の給与の額は、職員の給与に関する条例(昭和二十一年勅令第117号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける者の給与の額との権衡並びに職務の特殊性及び実態を考慮して定める

第五編 公務員 (技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例)

ものとする。

(給与の減額)

第十五条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給料を減額して支給する。
(休職者の給与)

第十六条 職員が地方公務員法第二十八条第二項の規定により休職にされたときは、町長が定めるところにより給与を支給することができる。
(専従休職者の給与)

第十七条 地方公営企業労働関係法附則第四項の規定において準用する同法第六条第一項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。
(賞金等で雇用する職員の給与)

第十八条 賞金等で雇用する職員については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。
附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥中文)

第五編 公務員（技能労務職員の給与に関する規則）

三朝町

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止）

2 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和五十二年三朝町条例第二十号）は、廃止する。

（暫定手当）

3 昭和四十三年一月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間、給料の支給を受ける職員に対して月額暫定手当を支給する。

4 職員に暫定手当が支給される間は、第二条中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と読み替えて、この規定を適用する。

一六七四（一六八）

技能労務職員の給与に関する規則

る規則

（昭和 年 月 日）
規則 第 号

（趣旨）

第一条 この規則は、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 年 条例第 号）に基づき、技能労務職員（以下「職員」という。）の給与の額及びその支給方法等について定めるものとする。

（給料）

第二条 職員の職務は、二等級に分類する。

2 前項に規定する分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第一のとおりとし、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。

3 給料表は、別表第二のとおりとする。

4 町長は、すべての職員の職を第一項に規定する等級のいずれかに格付し、前項に規定する給料表により職員に給料を支給しな

〔鳥中X〕